

昭和三十八年七月六日受領  
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆質四三第五号

昭和三十八年七月六日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員實川清之君提出現下の酪農における諸施策についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員實川清之君提出現下の酪農における諸施策についての質問に対する答

弁書

児童生徒の栄養改善の実をあげ、あわせてわが国酪農の健全な発展を図る観点から学校給食において国内産の牛乳を使用することが望ましいのではあるが、現状においては、牛乳の需給事情と学校給食費の負担等の問題もあり、国内産牛乳の使用とともに輸入脱脂粉乳によつて所要量の充足を図っている。今後は、実情に即して直接飲用のほか、脱脂粉乳との混合使用等の方法により国内産牛乳の利用がいつそう拡大されるよう努め、児童生徒の栄養改善とあわせてわが国酪農の健全な発展に資することとしたい。

また、千葉県下におけるグリコ東京協同乳業株式会社の生乳契約の変更申入れにかかる紛争は、取引条件の変更につき一箇月以上の予告期間をおかなかつたという点において、生乳取引の安定を目的とする酪農振興法の精神に照らして必ずしも妥当でないと考えられるので、政府とし

ては関係者に取引関係を正常に復した後折衝を行なうよう指示するとともに、当面の生乳の処理に遺憾のないよう指導を行なった。この結果現在では生乳の取引先を他の乳業者に変更して落着いている。

右答弁する。